

(審議) 電気主任技術者制度における兼任の特例について

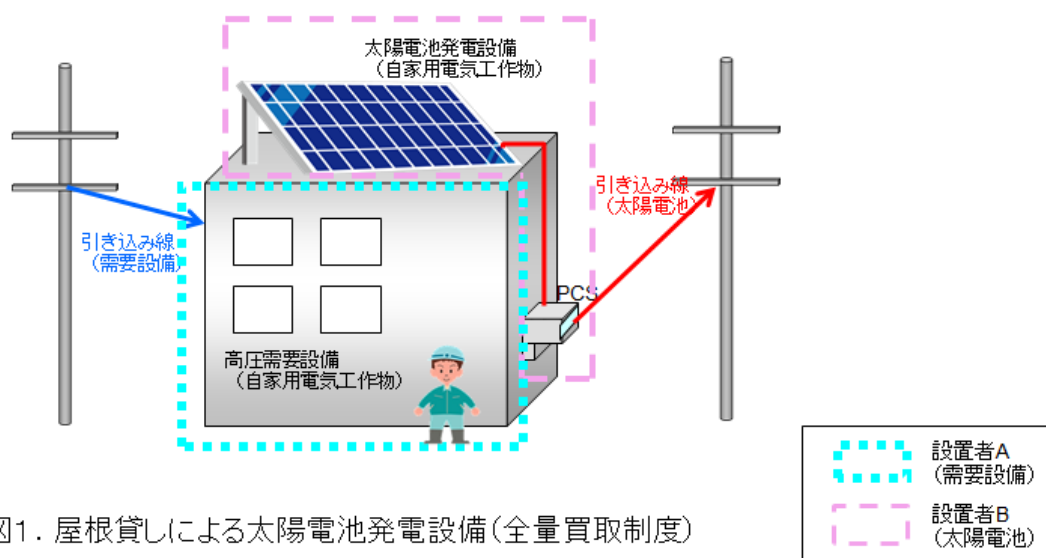
平成 25 年 3 月 19 日

電 力 安 全 課

1. 経緯

平成 24 年 7 月に再生可能エネルギーの全量買取制度が施行されたことに伴い、需要設備の設置者（建物所有者等）とは異なる設置者が需要設備の屋根や同一敷地内に太陽電池発電設備を設置する形態（以下「屋根貸し等」という。）の増加が見込まれている（図 1）。

これに伴い、太陽電池発電設備を屋根貸し等により設置する場合に、同一敷地内において設置者の異なる複数設備に係る電気主任技術者の兼任を認めることについて要望があり、保安の確保上支障ないものであるかについて検討した。



○規制・制度改革

平成 24 年 1 1 月 30 日付け「日本再生加速プログラム（閣議決定）」

[事項名]

太陽光発電設備における電気主任技術者の兼任要件の緩和

[規制改革の概要]

電気主任技術者の兼任承認において、常時勤務する事業場と兼任事業場が親子関係又は同一の親会社を持つ会社でなければならないという要件について、太陽光発電設備を設置する兼任事業場が、当該電気主任技術者が常時勤務する事業場と同一敷地内にある場合又は当該電気主任技術者が既に兼任している事業場と同一敷地内にある場合には不要とする。

[実施時期]

平成 25 年上期結論、結論を得次第措置。

2. 論点

電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第3項のただし書きの規定では、保安上支障がないと認められる場合であって経済産業大臣又は所管の産業保安監督部長の承認を受けた場合には、電気主任技術者に事業場又は設備を兼任させることができるとなっている。

兼任の承認については、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（平成25年1月28日付け20130107 商局第2号）において、電気主任技術者が常時勤務する事業場と兼任させる事業場の設置者が、①同一会社、②親子関係のある会社、③同一の親会社を持つ子会社同士のいずれかに該当しなければならないという要件を規定している。この要件を求める理由は、設置者の異なる設備の兼任には下記（1）（2）の懸念があるためである。

また、この懸念は太陽電池発電設備に限られるものではなく、他の発電設備においても共通するものであるため、以下、太陽電池発電設備に限らず全ての発電設備に対する検討を行うこととする。

（1）責任の所在が不明確にならないか

電気事業法第43条第5項において、設置者は、主任技術者が保安のためにする指示に従う義務がある旨定められている。しかし、資本関係を有しない事業場を兼任する場合、従事時間や優先順位などの面において設置者間で齟齬が生じ、電気主任技術者の保安の確保のための行動が制限されるおそれが生じるなど保安に係る責任の所在が不明確となる。

（2）日常点検及び事故時等の対応が、特定の事業場に偏重しないか

異なる設置者間に資本関係がない場合においては、自らの設備を優先すべきとの意識が設置者に働くことで、日常点検や事故時の迅速な対応や拡大防止措置において、電気主任技術者に特定の事業場（特に電気主任技術者が所属する会社の保有する事業場）への偏重が生じるおそれがある。

3. 検討結果

2.（1）（2）に揚げた論点について、下記のように検討を行った。

（1）責任の所在について

それぞれの設置者の設備が同一敷地内にある場合には両者間での責任分担が形成されることが期待されるが、万全を期する観点から、設置者間において、保安の確保に関する取決めを交わすことが適当と考えられる。その内容としては、電気主任技術者の保安上の判断を優先させること、日常及び非常時における設置者間の連絡体制や対応方法等について定めること等を担保する必要があると考えられる。

（2）日常点検及び事故時等の対応の偏重のおそれについて

異なる設置者間に資本関係がない場合でも、それぞれの設置者の設備が同一敷地内にある場合には、一方の事故（例えば、屋根に設置した太陽電池発電設備の火災事故や破損事故）が他

方の保安に密接に関係することから、対応に偏重のおそれはないと考えられる。

4. 対応方針（案）

以上の検討により、同一敷地内において設置者の異なる複数設備に係る電気主任技術者の兼任を認めることについては、設置者間に資本関係がない場合であっても、以下の条件を設けることによって保安の確保が可能であるものと考えられる。

- ① 設置者間で、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関する協定等が結ばれていること。この協定等には、日常点検や、不測時の対応、連絡体制、対応方法及び設備の関係者への内容の周知等が含まれ、両設備の総合的な保安を確保するためにも各設置者間の責任の所在を明確に記載していることを条件とする。
- ② 保安規程において、上記協定等を遵守することを明記すること。

なお、この兼任承認要件の特例を適用する場合でも、他の兼任要件は引き続き適用する。

5. 今後のスケジュール

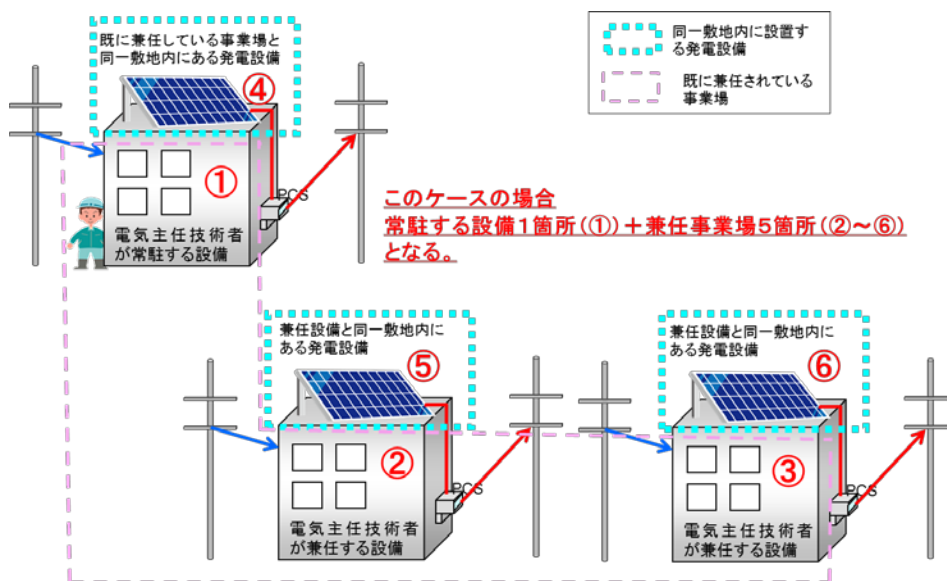
平成25年4月目途 「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」パブリックコメント

5月目途 「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」公表、施行

【参考：兼任の一例】

上記における「需要設備と太陽電池発電設備が同一敷地内にある場合、又は電気主任技術者が

既に兼
要設備
太陽電池
一敷地
の具体
す。



任している需
の事業場と太
発電設備が同
内にある場合」
例を下記に示

図2. 兼任例

【参照条文】

○電気事業法（昭和39年法律第170号）

（主任技術者）

第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2～5 （略）

○電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）

（主任技術者の選任等）

第五十二条

1～2 （略）

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者に二以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ねさせてはならない。ただし、事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合であって、経済産業大臣（監督に係る事業用電気工作物が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第五十三条の二において同じ。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

○主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成25年1月28日付け20130107 商局第2号）

4. 規則第52条第3項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

（1）電気主任技術者に係る規則第52条第3項ただし書の承認は、その申請が次の①から④に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が2,000キロワット以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 兼任させようとする者が兼任する事業場が次のいずれかに該当すること。

イ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の事業場

ロ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の親会社又は子会社である者の事業場

ハ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者と同一の親会社の子会社である者の事業場

②～④ （略）